

提 題 トマス・アクィナスにおける倫理学の概念

稲 垣 良 典

トマス・アクィナスの著作のうちに（神学的倫理学から区別された）哲学的倫理学と呼びうるものが見出されるか、という問題はこれまで様々に論じられてきた。しかし、「倫理学とは何か」という根本的な問いにたいする解答をかれの著作のうちに探り、そこにおいてアリストテリズムの影響を指摘することは、ひとつの新しい試みといえるのではないかと思う。以下、これからの討論と共同研究への期待をこめて、二、三の覚え書きを記しておきたい。

トマスにおける倫理学とは、かれ自身がそこで「道徳的なことがら」*moralia* を考察するとのべている、『神学大全』第二部の序言にしたがって「神のかたどり *imago Dei* たる人間」についての考察であるといえよう。ここで「かたどり」は、いうまでもなく、たんに範型 *exemplar* を表示・再現する *repraesentare* もの、という静的な意味においてではなく、「(人間は) 自らと他のものどものために配慮 (摂理) する者として、自らも摂理の分担者 *particeps providentiae* となる」(*S. T. I-II*, 91, 2) という動的な意味において用いられている。すなわち、トマスは人間を、単に摂理に服する存在としてではなく、「かれ自らもまた己れの諸々の業の根源である限りにおいて」(前掲序言) 考察するのが倫理学である、と考えている。いいかえると、倫理学が考察するのは、あくまで神的な創造秩序のうちにおいてではあるが、かれ自身、自らに固有の秩序を創りだしていく限りでの人間である、といえよう。

この秩序について、トマスは「理性がその考察の働きを通じて意志の働きのうちに造りだす秩序」*ordo quem facit ratio considerando in operationibus voluntatis* (*In Eth.* I, 1) であるとのべている。「考察の働きを通じて」といわれていることからあきらかなように、倫理秩序の根底には「理性が造りだすのではなく、ただ考察する秩序」(*Ibid.*) が見出される。それは自然本性的事物の秩序であり、神的な創造秩序——それ

は必然的で不可変である——であるといえる。他方、意志の働きのうちに秩序を造りだすにあたっては、理性は無限に多様で偶然的な個別的事象にかかわらざるをえない。したがって、トマスによると倫理学において考察される人間とは、理性によって永遠的な創造秩序を觀照しつつ、それにもとづきながら時間のうちにおいて自らに固有の秩序を創りだしていくべき課題を担わされている限りでの人間である、ということができよう。

ところで倫理学によって考察される人間が、自らが造りだしたのではない必然的な秩序の觀照と、意志の働きのうちに自らの固有な秩序を造りだしていくこと（それは徳の形成といいかえることができる）の両者にかかわる、という考え方はアリストテレスの倫理学においても基本的であったといえるのではないか。しかし、トマスはこの必然的な秩序を神的な創造秩序として捉えており、またアリストテレスにおける（人間に固有な秩序としての）徳の考察の地平は「市民的生活」*vita civilis*であったのにたいして、かれ自身は徳を何よりも「神にたいする人間の従属」*subjectio hominis ad Deum* に即して考察しようと試みている（*S. T. II-II, 161, 1, ad 5*）点で、そこに大きな違いも認められる。

次に、倫理学における目的論的側面と義務論的側面という観点からトマス倫理学の基本的性格をふりかえり、アリストテリズムとのかかわりに触れることにしたい。まず、トマス倫理学が明確に目的論的性格を備えていることは否定できないであろう。そのことは、かれが『神学大全』第二部を人間の生の全体の究極目的あるいは至福の考察をもって始めていることにおいて示されており、また『ニコマコス倫理学註解』冒頭において倫理学の対象領域 *subjectum moralis philosophiae* を「目的へと秩序づけられた人間の行為、あるいはむしろ目的のゆえに意志的に行為する者としての人間」として規定していることにおいてもあきらかに示されている。正確に言えば、倫理学が直接的に対象として考察するのは人間的行為およびその内的・外的な諸根源（何よりも諸々の徳、そして法によって導びき、恩寵によって扶助する神）であるが（cf. *S. T. I-II, 6, Prologus; 90, Prologus*），そのような考察がそこから出発すべき第一の根源 *primum principium* は究極目的にほかならない（cf. *S. T. I-II, 90, 2*）。トマス倫理学が基本的に目的論的性格を有することについては、この他にも多くの論拠を挙げることができるが、以上のべたところで充分であろう。

他方、トマス倫理学が明確に義務論的性格をふくむものであることも否定できない。

そのことは、かれによると実践理性の第一原理が当為あるいは命令の形をとるものである、ということにおいてあきらかに示されている。すなわち、トマスによると行為にかかわる実践理性は何らかの第一原理を自体的あるいは自然本性的に認識するが、そのような原理とは「善は為すべし」「悪は避けるべし」「理性に従って行為すべし」のごとく命令の形をとるものである。さらに、こうした実践理性の第一原理にもとづきつつ、いかなる人でもその自然的理性によって即座に、自体的に為すべきである、あるいは為すべきでないと判定することがら、すなわち絶対的・無条件的に自然法に属することがらがある。

このような実践理性の諸原理は、われわれが現実に関々の状況の下で選択し、行為するに先立って形成する実践的三段論法の出発点であるだけでなく、実践的学 *scientia practica* としての倫理学において行為の善・悪、あるいは正・不正について一般的に考察するさいの実践的推論の出発点でもある。それらは万人にとって正しく、そして全く不可変的に妥当する命令であるとされる。トマス倫理学がこうした実践理性の諸原理を出発点とするものであるかぎり、それは明確に義務論的性格を有する、といわなければならないであろう。

しかし、同一の倫理学体系が目的論的であると同時に義務論的であることが可能であろうか、かりに両者の側面が見出されるとしても、そのいずれか一方によって根本的に規定されるのではないか。トマス倫理学の場合、或る行為が善く、正しいものであり、為すべきであるのは究極目的への連関においてであり、当の究極目的を意志することを条件として「善は為すべし、悪は避けるべし」との命令が課せられることになるのではないか。その意味ではトマス倫理学は根本的に目的論的、さらには幸福論的である、との結論が避けられないのではないか。

そうではない、というのが私の解釈である。トマスは「(究極目的へ向う)自然本性的傾向性の秩序に従って自然法の諸々の掟の秩序が見出される」(S. T. I-II, 94, 2) とのべており、一見、究極目的あるいは目的論的に捉えられた自然本性についての認識から実践的原理が導出される、と主張しているような印象を与えるが、けっしてそうではない。トマスは一貫して実践理性は自然法の掟ないし原理を当為命題の形で自然本性的に捉える、と主張しており、けっして自然本性的傾向性に関する記述ないし事実的認識から自然法の当為命題が導出される、とは考えない。いいかえると、目的論的記述命題

から当為命題が導出されるのではない。実践理性はその第一原理、すなわち自然法の掟を当初から、根源的に、自然本性的ないし自体的に、当為命題として捉える。いいかえると、実践理性の第一原理としての自然法の認識に関するトマスの立場は徹底的に義務論的である。

上にのべたことは、トマスが実践理性の第一原理を究極目的への根源的な秩序づけ——それは良知 *synderesis* と呼ばれる——と解していたことを否認するものではない。私が強調したいのは、そのことによって実践理性の第一原理が無条件的当為であること、その義務論的性格がいささかも修正されてはいない、ということである。いいかえると、実践理性にとっての出発点は（思弁的に捉えられた）目的論的事態ではなく、義務論的事態である、というのがトマスの立場であった。

これにたいして、実践理性の第一原理の目的論的側面があきらかにされるのは、その義務論的性格の根拠へのふりかえりを通じてである、とするのがトマスの立場の正しい解釈であるといえるのではないか、「為すべきこと」として自体的、自然本性的に認識された人間的善が、究極目的としての善そのものへと秩序づけられたものであることがあきらかにされるのである。そのようなふりかえり、ないし探求を行うのは道徳的原理の形而上学的基礎づけという意味での倫理学であるといえよう。それはむしろトマスのメタ倫理学と呼ぶべきものであろう。

しかし、ここであらためて次の疑問が生じる。すなわち、このような道徳的原理の形而上学的基礎づけにおいて、結局のところその義務論的性格は究極目的への到達、すなわち幸福の実現へと秩序づけられ、その意味で目的論的あるいは幸福論的側面に従属せしめられるのではないか。したがって、トマス倫理学は根本的に目的論的ないし幸福論的として規定されることになるのではないか。

この疑問にたいしては、否と答えなければならない。なぜなら、トマスによると人間の究極目的である善そのものは、それ自身のゆえに追求されなければならないのであって、それを所有することによってわれわれが幸福になるために、ではないからである。いうまでもなく、幸福を欲求することが非難されるのではない。自己を真に愛することは愛の掟に属することである。それにもかかわらず、厳密に言えば、究極目的である善そのものを、われわれ自身にとっての善として追求し、愛するのは不完全な愛であり、むしろ善は善それ自体のゆえに——友愛の愛をもって——愛しなければならない、とい

うのがトマスの立場である。トマス倫理学は目的論的側面をふくむが、それを根本的に幸福論的目的論として性格づけることはできない。むしろ、トマスは究極目的の追求・愛に関して結果論 consequentialism の色彩をおびた幸福論的目的論ではなく、義務論的立場を貫徹させている、といえるであろう。おそらく、この点においてもトマスはアリストテレスから多くのことを学びつつ、アリストテレスとは著しく異った倫理学を構想しているように思われる。